

平成29年11月22日

～金沢弁護士会の取組説明～

金沢弁護士会

弁護士 森岡 真一

第1 金沢弁護士会内における行政連携の在り方について

1 従前の取組み説明

(1) 金沢弁護士会と行政との連携について

- ・金沢弁護士会と行政との連携の概要

→弁護士会内に設置されている委員会、プロジェクト・チーム、ワーキング・グループが担当する法的課題等について、当該法的課題等を担当する自治体内の部署との間で連携を行っている。

(2) 金沢弁護士会と行政との具体的な連携について

- ・金沢弁護士会と行政との連携

→行政連携のご案内（添付資料）を参照

→各細目（行政一般、民事介入暴力、高齢者・障がい者問題等）に応じて、当該細目を担当する委員会が行政連携の窓口となっている。

(3) 近年、重点的に取り組んできた行政連携について

- ・行政連携のご案内（添付資料）の作成

→平成27年に作成、県内の各自治体に配布済み

→自治体からの問い合わせがあれば、会内の担当委員会に配点

- ・協定を締結した地域包括支援センター職員への法律相談等

→平成27年に津幡町の地域包括支援センターと最初に協定締結

→県内の地域包括支援センター（全19箇所）のうち、14箇所の地域包括支援センターと協定締結済み

- ・学校への出前授業

- ・DV被害者等への法的支援に関する協定

→平成28年に小松市との間で協定締結

2 公金の債権回収業務に関する行政連携について

(1) 従前の連携の取組み

- ・公金の債権回収業務に関する法務研修への弁護士派遣（平成27年2月

4日、岡山弁護士会主催)

- ・金沢弁護士会内の業務対策委員会において、公金債権回収業務に関する連携の在り方について検討
- ・公金債権の放棄・減免に関する意見交換会の開催  
→平成28年12月20日に実施、石川県内の3自治体から職員が出席
- ・自治体から公金の債権回収業務に関する問い合わせがあった場合  
→弁護士会内の弁護士紹介制度を利用した紹介を実施

## 第2 自治体と弁護士との連携に向けて

### 1 公金債権回収業務に弁護士が関わる意義、メリット

- ・自治体法務における法令順守の徹底  
→公金債権管理回収に関する法令は多様であるところ、職員研修や法律相談を通じて、債権管理に関する法令知識、ノウハウを自治体職員に提供し、法的思考や遵法精神を涵養する。
- ・債務者に対する福祉的配慮  
→公金債権には、福祉的な債権が多く（生活保護費、母子寡婦福祉資金貸付金等）、その回収には、債務者に対する福祉的配慮や自立に向けた支援を要する。
- ・公平性の確保  
→今まで催告を無視するなどして債権回収ができていなかった債務者について、弁護士の関与や裁判所の手続きを利用することによって、支払いに応じる場合が多く存在することから、支払能力がある債務者から適正に回収することによる債務者間の公平性の確保が実現できる。
- ・他の自治体での実績の存在  
→日弁連の委員が受任した案件（江戸川区の生活一時資金貸付金の案件）では、未収分の60%程度の回収率を実現している。

### 2 金沢弁護士会として

#### (1) 弁護士会における公金債権回収業務に関する体制作り

- ・自治体からの問い合わせがあった場合  
→弁護士会の執行部（副会長）が窓口になり、対応予定  
→弁護士の紹介、研修会への講師派遣の依頼があれば、関係委員会と相談した上で紹介、派遣を検討する。  
なお、行政連携の担当組織の設置や弁護士有志メンバーによる自治体法務勉強会の開催を検討している。

- ・ 公金債権回収業務に関する勉強会の実施  
→ 業務対策委員会内の業務拡大・他士業連携部会が主体となって、7月4日に勉強会を開催

(2) 地元弁護士会としての強み

- ・ 自治体との近さ（定例相談，随時相談など自治体職員との面談が容易）
- ・ 債務者との近さ（面談，状況把握等が容易）
- ・ 地域の実情を把握

第3 添付資料

1 行政連携のご案内